

# 令和5年度 埼玉県LPガス保安推進セミナー

## 資 料

令和5年度「埼玉県LPガス保安推進セミナー」開催について

弊会では、LPガス事故防止及び取引の適正化の推進のため、化学保安課様のご指導を賜り保安推進セミナーを開催しております。

本年度は協会ホームページ上での開催(資料掲載)とさせていただきます。

一般社団法人 埼玉県LPガス協会

# 令和 5 年度

## 埼玉県 L P ガス保安推進セミナー

### 目 次

1. 埼玉県内の L P ガス事故事例と事故防止の取組 P 1

埼玉県危機管理防災部化学保安課

2. L P ガス安心サポート推進運動及び料金の透明化等について

P 3 7

一般社団法人埼玉県 L P ガス協会 法規技術委員会

3. 参考資料

- ① 業務用施設及び集合住宅に係るマイコン B に対する警報器  
連動の運用について（平成 4 年 2 月 27 日付） P 5 9
- ② 令和 5 年度 自主保安活動チェックシート集計結果 P 6 2
- ③ 「L P ガス関係 被災状況報告」 P 6 3

この報告書は、次のいずれかの場合にご提出ください。

1. **震度 5 強以上の地震が発生した場合に、被害の有無に係らず必ず報告**
2. 上記以外の自然災害により、L P ガスに関わる被害が判明した場合に報告  
(地震、水害、台風、噴火等)

令和6年3月作成

令和5年度 埼玉県LPガス協会 保安推進セミナー

# 埼玉県内のLPガスの事故事例と 事故防止の取組

埼玉県 危機管理防災部 化学保安課

# 説明内容

---

## 1. LPガスの事故事例

- 県内の事故事例
- 充てん容器等の運搬中の事故事例（県外）

## 2. 埼玉県液化石油ガス販売事業者等保安対策・取引適正化方針

- 国の液化石油ガス高度化計画2030の概要
- 県の方針の概要

## 3. 充てん容器の流出防止措置

- 取るべき措置の内容
- 浸水想定区域の確認方法

## 4. 県からのお知らせ

- 埼玉県証紙廃止と電子申請の利用
- 建設工事等におけるガスパイプ損傷事故の防止について
- 液化石油ガス法省令改正のパブリックコメントについて
- LPガス商慣行通報フォームの設置について

# 1. LPガスの事故事例

- 県内の事故事例
- 充てん容器等の運搬中の事故事例（県外）

# 県内の事故発生状況

※令和6年3月18日現在

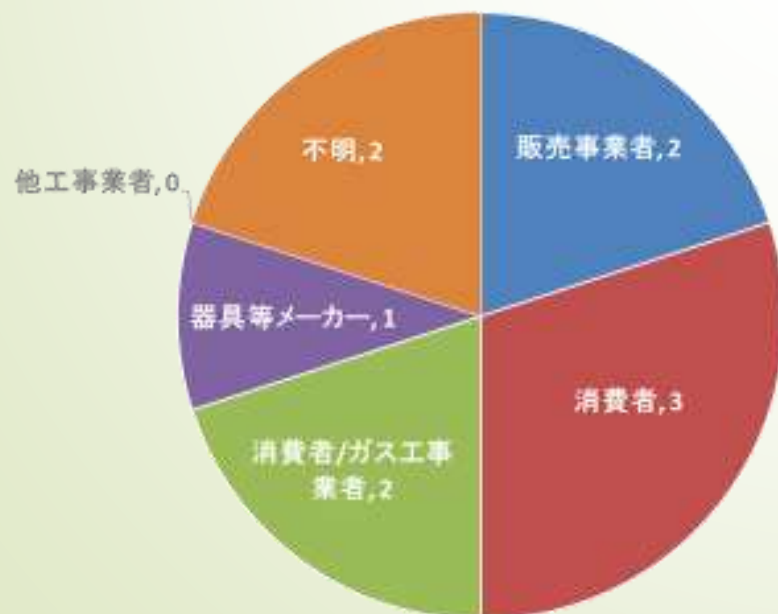
年度	R元	R2	R3	R4	R5※
事故件数	21	13	17	11	10
負傷者数	2	2	1	0	0

(備考)県内での死亡事故は、平成19年度以降発生していない。

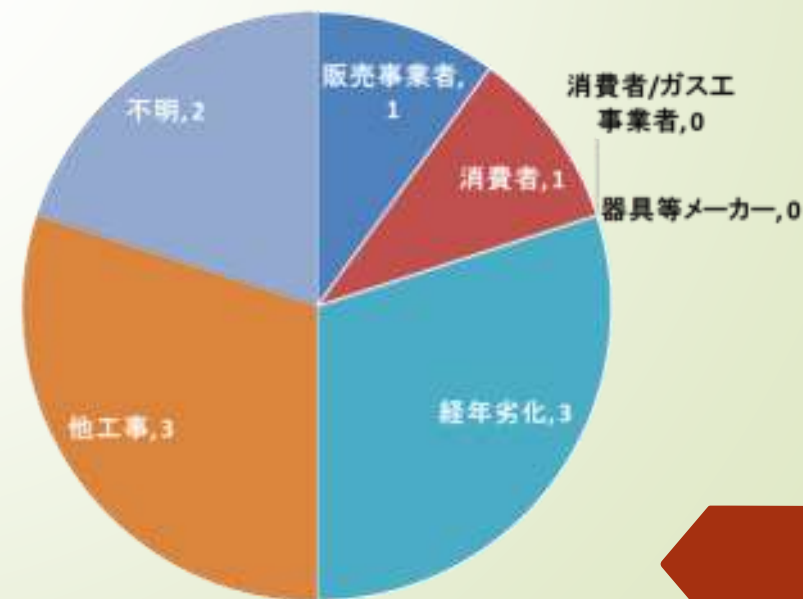
## 原因者の内訳

- 令和4年度は、**消費者による事故が最多で、他工事業者起因の事故は0件。**
- 令和5年度は、**他工事業者及び設備の経年劣化による事故がそれぞれ3件発生。**

令和4年度



令和5年度



## 県内事故事例①

### 【事故概要】

発生場所：飲食店

発生時期：令和4年4月

事故種別：漏えい火災

原因者：液化石油ガス販売事業者

### 【事故原因】

液化石油ガス販売事業者の社員が、ガスコックの交換作業時に、**容器の元弁を閉止せずに消費設備の金属フレキシブルホースを切断**したことによりガスが漏えいし、別系統のゆで麺器の火に引火し、出火したものの。

### 【事故防止の取組】

- ガス設備の工事等を行う際は、**必ず容器の元弁を閉止**する。
- 作業者は、普段慣れた作業でも毎回**作業手順を確認**する。
- 販売事業者は、**作業手順書を作成**し、作業者に対して定期的に**教育**するとともに、順守状況を**確認**する。

## 県内事故事例②

### 【事故概要】

(令和4年9月にも同様の事故発生)

発生場所：飲食店

発生時期：令和4年7月

事故種別：漏えい爆発

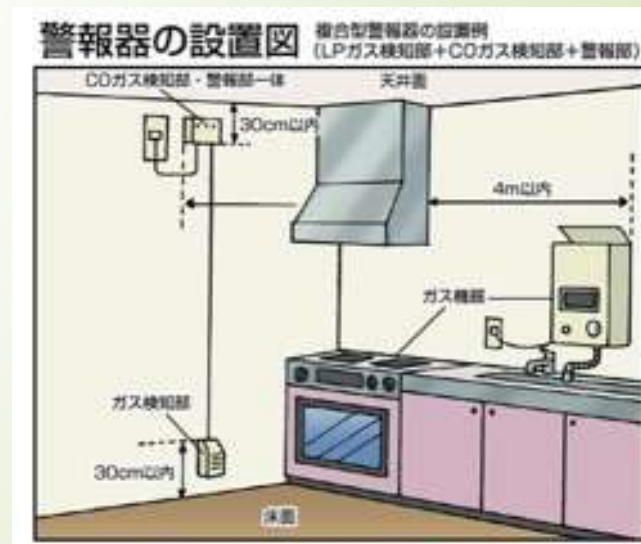
原因者：ガス設備工事業者・消費者

### 【事故原因】

- 飲食店の厨房で設備工事業者がLPガス機器の取外し工事を行った際、**ガス配管の末端に栓を取り付けていなかった。**
- その後、飲食店従業員がガス栓を開け、他のガス機器で調理を始めたところ、厨房に漏えいしたガスに着火し、爆発が発生した。
- なお、次の状況により、ガス漏れに気付くことができなかった。
  - ・ ガス漏れ警報器の設置義務対象であったが、事故当時、**店主がガス漏れ警報器を取り外していた。**（販売事業者報告による）
  - ・ 飲食店従業員が、調理中に一時厨房を離れていた。

### 【事故防止の取組】

- 消費設備に接続されていない配管の末端には、閉止栓を設置。
- ガス設備の工事後は、**系統全体に問題がないか確認。**
- 施工後に**消費者の立ち合い確認**を実施。
- **ガス漏れ警報器**の設置義務対象消費者に対する**設置状況の確認。**





## 県内事故事例③

### 【事故概要】

発生場所：消費者住宅  
事故種別：漏えい

発生時期：令和4年6月  
原因者：販売事業者

### 【事故原因】

- 一般家庭に設置されていた充てん容器の安全弁からガスが漏えいしたものの。
- 容器は**20kg容器4本**立て（供給中2本、予備2本）で**ツインホースにより連結**されて設置されており、**漏えいがあったのは予備容器**。
- **液体のLPガス3.5kgが供給中容器から予備容器へ移動**し、事故直前の予備容器内のガス量は23.5kgであったと、事故後の各容器の残ガス量から推定される。
- 20kg容器の内容積は48L弱であり、23.5kgのLPガスは常温で約47Lを占めることから、この時点で**予備容器はほぼ液封に近い状態**であったと考えられる。
- **事故当日の気温は38℃**で、元々液封に近い状態であった予備容器内のLPガスが**熱膨張※したことで完全な液封状態**となり、**容器内圧力の異常上昇**によりガスが噴出した可能性が高い。  
※20℃→40℃で約1.1倍の膨張

### 【事故防止の取組】

- 容器間の**液移動の防止**。  
（例）ツインホースではなく、ヘッダーを介して独立した高圧ホースを使用。
- 充てん容器等を**常に温度40度以下に保つ**（供給設備の技術上の基準 第18条第1号八）。  
（例）容器を日陰に設置。

## 県内事故事例④

### 【事故概要】

発生場所：消費者住宅  
事故種別：漏えい爆発

発生時期：令和5年8月  
原因者：消費者

(令和5年12月にも同様の事故発生)

### 【事故原因】

消費者が、**バランス式風呂釜の着火操作を繰り返した**ことにより機器内でLPガスが滞留し、着火時に爆発したものの。

### 【事故防止の取組】

- バランス式風呂釜を使用する消費者に対して、**丁寧に周知する。**
  - ・ 点火確認窓をきれいに保つ。
  - ・ 点火時には、着火確認を必ず行う。
  - ・ 着火しない場合、生ガスが排出されるまで再点火しない。
  - ・ 点火不良が続く場合は専門業者に点検を依頼する。



# 県内事故事例⑤

## 【事故概要】

発生場所：消費者住宅  
事故種別：漏えい

発生時期：令和5年9月  
原因者：他工事業者

## 【事故原因】

解体業者が住宅の解体作業中に、重機でLPガスの埋設配管を**損傷**し、ガスが漏えいしたものの。

## 【事故防止の取組】

- 配管の**埋設箇所の表示を行う**。
- 埋設配管に関する**消費者への周知を徹底する**。

### 【周知内容】

- ① 埋設配管があるので無闇に工事・掘削をするのは危険であること
  - ② 敷地内を工事をしようとする際には必要に応じて販売事業者にご相談すること
- **他工事業者による埋設配管事故防止も併せて啓発する。**



出典：埼玉県LPガス協会作成「埋設配管事故防止チラシ」

## 県内事故事例⑥

### 【事故概要】

発生場所：消費者住宅（アパート）      発生時期：令和6年2月  
事故種別：漏えい                              原因者     : 販売事業者

### 【事故原因】

アパートに設置されたLPガスの調整器が劣化し、**ガスが漏えい**したものの。  
※調整器は製造から10年以上経過していたが、交換されていなかった。

### 【事故防止の取組】

- 容器交換時等供給設備点検や定期供給設備点検時に製造年月日を確認して、耐用年数を過ぎた調整器は適宜交換する。

【参考：保安確保機器の期限管理】

調整器（Ⅰ類）：交換期限10年

調整器（Ⅱ類）：交換期限 7年

※耐用年数以内の調整器に係る事故は調整器メーカーの責任も問われますが、耐用年数経過後に起こった事故は販売事業者の管理責任のみが問われることになるので御注意ください。



調整器例：転載禁止

# 充てん容器等の運搬中の事故事例（県外）

## 【事故概要】

発生日時：令和4年9月28日 午前5時40分頃  
発生場所：伊勢湾岸自動車道 豊田ジャンクション付近  
事故種別：漏えい火災  
原因者：高圧ガス運搬事業者  
死傷者：1名死亡、2名が軽い火傷

## 【事故状況】

- 液化石油ガスの充てん容器等115本※を運搬中の大型トラックが荷崩れを起こし、容器が道路上に散乱したことにより、漏えい火災が発生したものの。
  - ※内訳 充てん容器55本（50kg）  
真空容器60本（10～50kg）
- 事故当時、ジャンクション付近は渋滞しており、当該車両の運転手は渋滞に気づくのが遅れ、急ブレーキをかけた。



（関係会社より資料提供：転載禁止）

## 【備考】

掲載内容は、令和4年11月28日時点での、報道内容及び関係事業者からの聞き取り結果によるものです。なお、警察による捜査中の事案であるため、今後掲載内容が訂正されることがあります。

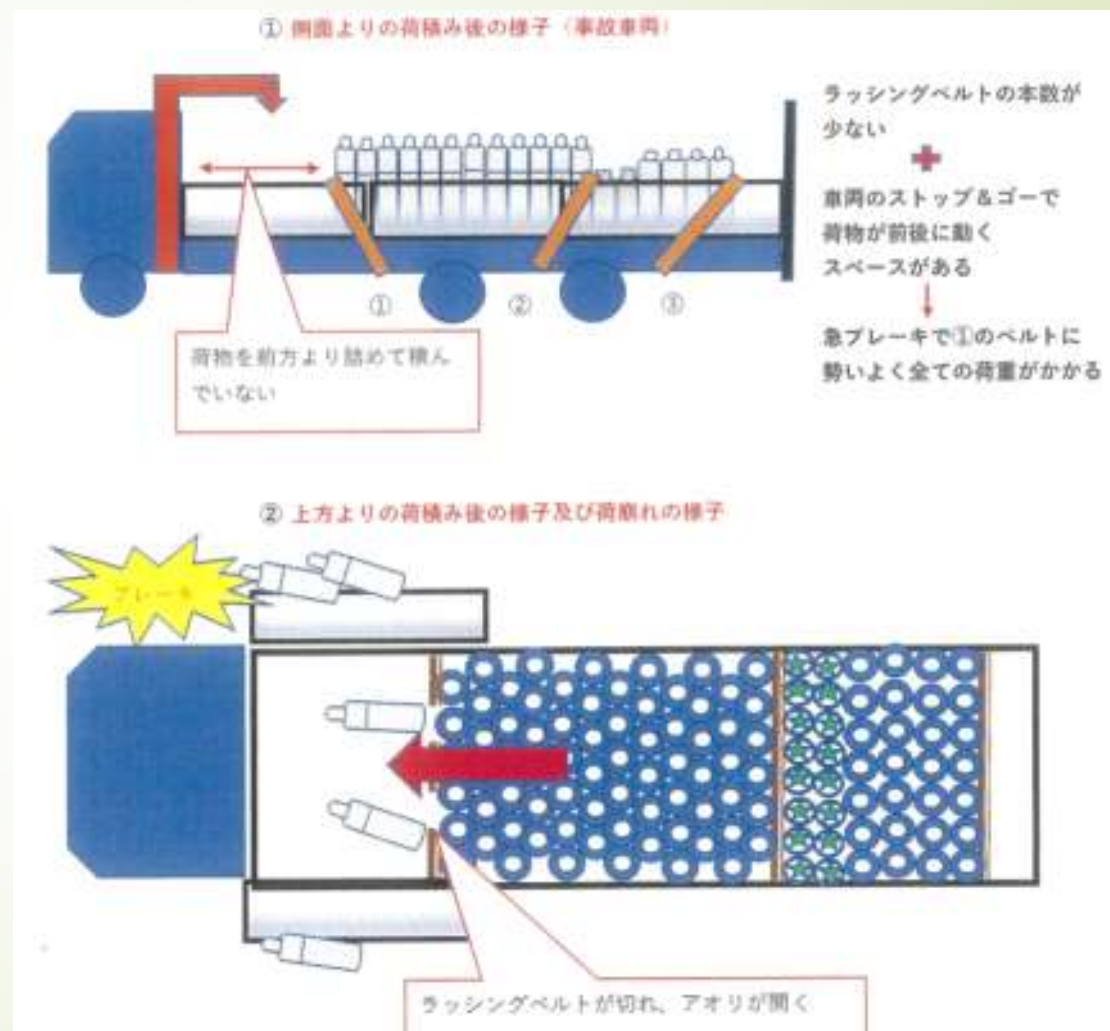
# 充てん容器等の運搬中の事故事例（県外）

## 【考えられる事故原因】

- 事故当時、**容器を荷台の中央付近に積載**しており、運転席後部に空間があった。
- この場合、社内規定ではブレーキ時の付加に耐えられるよう容器の緊縛用ロープ等を増やすこととしていたが、**緊縛ロープ等の本数が社内規定より少なかった。**
- **急ブレーキ**により、積み荷の容器に**大きな負荷**がかかった。

- ラッシングベルトが切れ、容器が散乱
- 容器の重みで荷台のアオリが展開

## 事故時の積載状況



（関係会社より資料提供：転載禁止）

### 【備考】

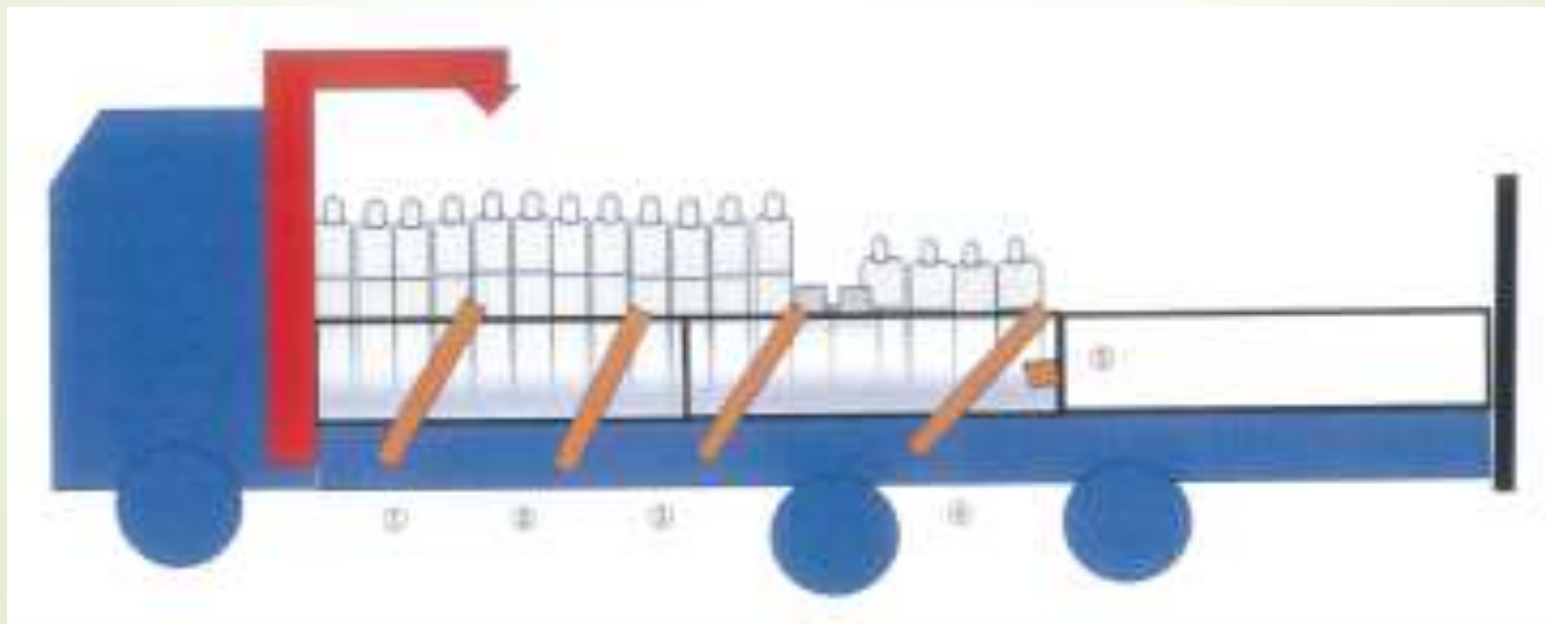
掲載内容は、令和4年11月28日時点での、報道内容及び関係事業者からの聞き取り結果によるものです。なお、警察による捜査中の事案であるため、今後掲載内容が訂正されることがあります。

# 充てん容器等の運搬中の事故事例（県外）

## 【事故防止の取組】

- 可能な限り、充てん容器等は**運転席後部に隙間なく積載**し、運転席後部に押しつける形で**十分に緊縛**する。
- やむを得ず、充てん容器等を運搬車両の中央付近に積載する場合は、**緊縛ロープ等をブレーキ時の付加にも十分に耐えられる強度及び本数とし、十分に緊縛**する。
- **急ブレーキの必要な状況を回避**するため、通常の運転以上に安全な運転を実施する。

## 基本となる積載方法



(関係会社より資料提供：転載禁止)

## 【備考】

掲載内容は、令和4年11月28日時点<sup>12</sup>の、報道内容及び関係事業者からの聞き取り結果によるものです。なお、警察による捜査中の事案であるため、今後掲載内容が訂正されることがあります。

## 2. 埼玉県液化石油ガス販売事業者等 保安対策・取引適正化方針



## 方針の策定について (令和3年度策定)

- 一般消費者等がより安全にかつ安心して液化石油ガスを使用できるよう、販売事業者や保安機関が行う保安対策及び液化石油ガスの取引の適正化について、取り組むべき方針をまとめました。
- 自身の保安対策を進めるとともに、消費者の保安意識の向上を図り、事故防止に取り組んでいただきますようお願いいたします。

### 【策定の経緯】

令和3年4月1日 経済産業省が「**液化石油ガス高度化計画2030**」を策定  
(これまで毎年度策定してきた「保安対策指針」に代わるもの)

令和3年6月9日 県が「**埼玉県液化石油ガス販売事業者等保安対策・取引適正化方針**」  
を策定 (これまで毎年度策定してきた「保安対策重点方針」に代わるもの)

### 【目標年度 (対象期間)】

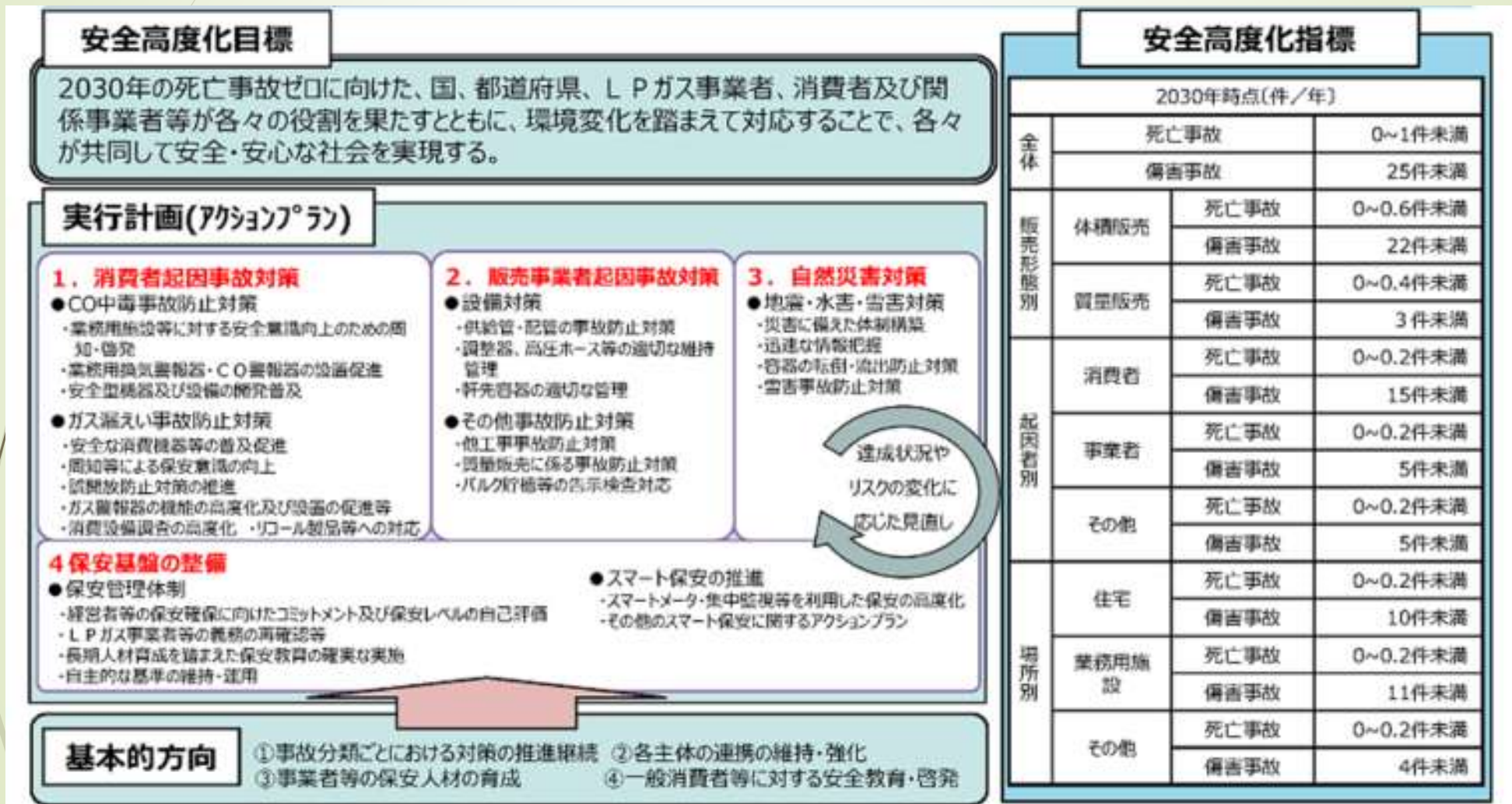
(国) 高度化計画 **2030年度**

5年目に中間評価を行い、状況に応じて計画の見直し修正

(県) 保安対策・取引適正化方針 **2021~2025年度**

# 国の液化石油ガス高度化計画2030の概要

【指標】 2030年時点で、年間死亡事故ゼロ、人身事故25件未満を達成



## 県の方針の概要（1）

法令上の義務はないものの、一般消費者等がより安全にかつ安心してLPガスを使用するために重要な対策も含まれています。

### 1 一般消費者等に起因する事故の防止対策

#### （1）一酸化炭素（CO）中毒事故の防止対策を推進する。

ア 管理者に対する安全意識向上のための周知・啓発

イ **業務用換気警報器・CO警報器の設置促進**

ウ 安全型機器及び設備の普及

#### （2）ガスの漏えいによる爆発または火災事故を防止する。

ア 安全な消費機器等の普及促進

イ 周知等による保安意識の向上

ウ 誤開放防止対策の推進

エ **ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進等**

オ 消費設備調査の高度化

カ リコール対象製品等への対応

### 2 販売事業者等に起因する事故の防止対策

#### （1）設備対策

ア 供給管・配管の事故防止対策

イ 調整器、高圧ホース等の適切な維持管理

ウ 軒先容器の適切な管理

#### （2）その他事故防止対策

ア **他工事業者による事故防止対策**

イ 質量販売に係る事故防止対策

ウ バルク貯槽等の告示検査対応

## 県の方針の概要（2）

### 3 自然災害時の保安対策

#### （1）災害に備えた体制構築

#### （2）迅速な情報把握（配送事業者や保安機関等での消費者保安情報の二元管理の検討）

#### （3）容器の転倒・流出防止対策

ア 新設又は取り替え時等におけるガス放出防止型高圧ホース等の設置

イ 鎖又はベルトが容易に外れにくい取付け金具の設置

ウ 鎖又はベルト等の二重掛けの推進      エ ベルト等の緩み防止の徹底

オ 容器プロテクター掛けの徹底

#### （4）一般消費者等への災害発生時の対応の周知

ア 自分の身を守り、安全を確保する。

イ 器具栓・元栓を閉止し、その他の火気を始末する。

ウ メーターガス栓及び容器バルブを閉止する。

### 4 保安基盤の整備

#### （1）保安管理体制

ア 経営者等の保安確保に向けたコミットメント及び保安レベルの自己評価

イ 保安業務の確実な実施      ウ 長期人材育成を踏まえた保安教育の確実な実施

#### （2）スマートメータ・集中監視等を利用した保安の高度化

### 5 料金透明化の取組の推進

#### （1）標準的な料金メニューの公表

#### （2）法第14条の規定に基づく書面の交付

#### （3）請求時における料金算定根拠の明示

#### （4）料金を変更する際の一般消費者等に対する事前通知

### 3. 充てん容器の流出防止措置

- 取るべき措置の内容
- 浸水想定区域の確認方法

# 液石法施行規則及び例示基準の改正内容

洪水等浸水のおそれのある地域において、  
充てん容器等の流出防止措置を講ずることが義務付けられました。

対象 **洪水浸水想定区域**（想定最大規模）等において、  
**1 m以上の浸水**が想定されている地域

講ずるべき措置の内容（次のいずれか）

## （1）軒先設置の場合

### ア 充てん量20kgを超える容器について

#### ベルト又は鉄鎖の二重掛け※

- ※ 1本目を容器の容器底部から3/4程度の位置に、  
2本目を容器底部から1/4程度の位置にそれぞれ  
ゆるみなく取り付け固定。

### イ 充てん量20kg以下の容器について

容器の**プロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を  
通して取り付け**、ゆるみなく容器を固定

## （2）容器収納庫での保管

施行日 令和3年12月1日

施行日以降に**新設**の設備：**猶予期間なし**

施行日時点で**既設**の設備：猶予期間 **令和6年6月1日まで**

備考 対象となる消費者については、期限内に流出防止措置を講ずるようお願いします。  
書類帳簿検査や立入検査等での確認を予定<sup>49</sup>しています。

**お客様へのお知らせ**

液化石油ガス法が変わりました。  
お客様宅に設置してあるLPガス容器への流出対策が必要に!!

- 近年、大雨による河川の氾濫等により水害などが全国的に多発しております。このような状況を受けて、水害などからLPガス容器の流出を防ぐ対策を取ることが義務付けられました。具体的には、設置されている容器にベルト・鎖等をお客様の建物の外壁にフック等を追加で取り付け、2重掛けする措置が必要となります。
- お客様の安全・安心のためとなりますので、何卒ご理解とご協力を宜しくお願いいたします。

連絡先

経済産業省 一般社団法人 全国LPガス協会

## 浸水想定区域の確認方法

### ①洪水ハザードマップ（WEB、紙面）

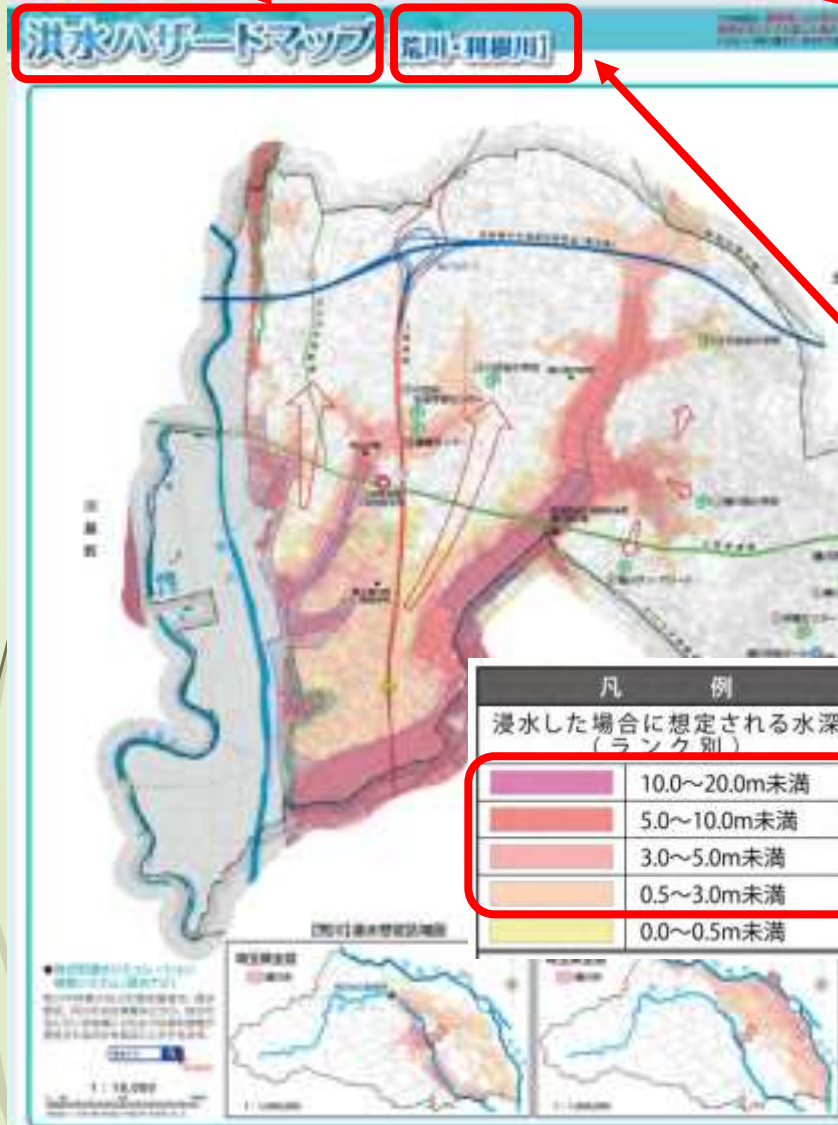
- 各市町村が、国土交通省、埼玉県及び各市町村の設定した浸水想定区域を地図に重ね合わせたもの。
- 各市町村のWEBサイトで閲覧可能なほか、紙面を配布している場合もあり。
- 一つの市町村で、「利根川」と「荒川」など河川ごとに複数の洪水ハザードマップを作成している場合もあるので、確認漏れのないよう注意。

### ②重ねるハザードマップ（WEB）

- 国土地理院が作成したWEBサイトで、各市町村により作成された洪水ハザードマップをWEB上で重ねて表示可能。
- 全ての河川の浸水想定区域が重ねられるので、河川ごとに複数の洪水ハザードマップが作成されている市町村でも、一度で確認可能。
- 住所入力による地点検索が可能。

# 洪水ハザードマップの見かた

## 【例】 桶川市の洪水ハザードマップ<sup>○</sup> (抜粋) ※



### ① ハザードマップの種類を確認

流出防止措置の確認で使用するものは、**洪水ハザードマップ**です。

**ハザードマップの種類を間違えないよう**注意してください。

(このほかに、市町村によって内水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップなど複数種類がある。)

### ② 対象の河川を確認

河川ごとに**洪水ハザードマップが複数作成**されている場合は、**全てのマップを確認**する。

なお、浸水想定区域が指定されていない市町村は措置の対象外です。

### ③ 浸水想定区域の水深を確認

**1 m以上の浸水が想定されている地域が対象**。

ただし、水深 1 mでの区切りがない場合、当該水深を含む「**0.5~3.0m未満**」の区域も措置の**対象**となる。



# 重ねるハザードマップの使い方（1）

「重ねるハザードマップ」は、関係各機関が作成した防災情報を、国土地理院がまとめて閲覧できるようにしたWEBサイトです。

URL : <https://disaportal.gsi.go.jp/>

検索

ハザードマップポータルサイト



「洪水(想定最大規模)」を選択

## 【注意点】

- メッシュの大きさや描画方法、凡例、掲載時期等の違いから関係各機関が公表している図面と同一の表示となるとは限りません。
- 浸水想定区域の境界など判断に迷う場合は、市町村作成の洪水ハザードマップも併せてご確認ください。

# 重ねるハザードマップの使い方 (2)

## 【表示例】 志木市中宗岡 1丁目 1-1 (志木市役所) で検索



### ① 住所を入力

確認したい地点の住所を入力する。

### ② 検索結果の住所をクリック

### ③ 表示する災害種別を確認

「洪水(想定最大規模)」が選択されていることを確認する。

### ④ 浸水想定区域の水深を確認

洪水浸水想定区域 (想定最大規模) の「解説凡例」ボタンを押すと、水深区分の凡例が表示されます。

**1m以上の浸水**が想定されている地域が対象※

※ 水深 1 m での区切りがない場合、当該水深を含む「0.5~3.0m未満」の区域も措置の対象となる。

## 4. 県からのお知らせ

- 埼玉県証紙廃止と電子申請の利用
- 建設工事等におけるガスパイプ損傷事故の防止について
- 液化石油ガス法省令改正のパブリックコメントについて
- LPガス商慣行通報フォームの設置について

# 埼玉県証紙廃止について

(令和6年3月時点)

**令和5年度で埼玉県証紙が廃止されます。**

## 【証紙廃止に向けたスケジュール】

証紙の販売	令和 <b>5</b> 年 <b>12</b> 月末日で終了
証紙の使用期限	令和 <b>6</b> 年 <b>3</b> 月末日まで
未使用証紙の還付	令和 <b>10</b> 年 <b>12</b> 月末日まで

## 【証紙廃止後の申請方法 (案)】

- 電子申請**できる**場合 ⇒ **電子申請** + ペイジー又はクレジットカードでの支払い  
電子申請**できない**場合 ⇒ **窓口申請** + クレジットカード等での支払い

## 【電子申請・届出サービスの利用推奨について】

- 電子申請・届出サービスは、**申請時に来庁や郵送が不要**です。
- 高圧ガス保安法、液化石油ガス法関係のすべての手続きが電子申請可能です。ぜひご利用ください。

# 電子申請・届出サービスの利用方法（1）

高圧ガス保安法、液化石油ガス法関係のすべての手続きが電子申請可能です。

## 事前準備 申請・届出のPDFファイルを準備

電子申請・届出サービスでは、申請（届出）書をPDFファイルでアップロードするので予め御準備ください。

## 手順① 電子申請・届出サービスにアクセス

「液化石油ガス法関係様式一覧」※ページで、対象の手続き欄の「電子申請」をクリック。

表示例  
(HP抜粋)

番号	様式名	様式番号 (液石法規則)	様式番号 (手続の手引)	ダウンロード		電子申請 入口※
1	液化石油ガス販売事業登録申請書	様式第1	様式1.1	PDF	WORD (ワード)	[電子申請]
2	液化石油ガス販売事業者登録簿原本交付(閲覧)請求書	様式第2	様式2.1	PDF	WORD (ワード)	[交付電子申請] [閲覧電子申請]
3	登録行政庁変更届書	様式第3	様式17.1	PDF	WORD (ワード)	[電子申請]
4	液化石油ガス販売所等変更届書	様式第5	様式3.1	PDF	WORD (ワード)	[電子申請]

対象の手続きを  
クリック

※1 「液化石油ガス法関係様式一覧」ページの検索キーワード:「埼玉県 液化石油ガス 様式」

※2 「埼玉県電子申請・届出サービス」のページから、手続き名で検索することもできます。

# 電子申請・届出サービスの利用方法（2）

## 手順② 利用者ID※の有無を選択

利用者IDがなくても手続き可能です。

利用者IDがない場合

利用者IDがある場合

手続き申込

利用者ログイン

手続き名	選挙行政サービス届出の届出受付
受付時刻	2022年09月15日10時00分～

利用者登録せずに申し込む方はこちら >

既に利用者登録がお済みの方

利用者IDを入力してください

利用者登録時に指定したメールアドレス。  
または各手続の届出情報から登録したID号を入力ください。

パスワードを入力してください

利用者登録時に設定していたパスワード。  
または各手続の届出情報から登録したパスワードを入力ください。  
忘れた場合は、「パスワードを忘れた場合はこちら」より再設定してください。

メールアドレスを変更した場合は、ログイン後、利用者情報のメールアドレスを変更ください。

ログイン >

### ※ 利用者IDとは

登録した情報は、各手続きにおいて利用できるため、毎回の手続き時の入力を省略できます。繰り返し本サービスをご利用される場合は、利用者情報の登録をお勧めします。

# 電子申請・届出サービスの利用方法（3）

## 手順③ 手続き名と概要の確認

申請又は届出しようとする手続き名に間違いがないか確認。



## 手順④ 利用規約の同意

利用規約を確認し、同意できれば「同意」をクリック。

# 電子申請・届出サービスの利用方法（4）

## 手順⑤ 手続きで使用する電子メールアドレスの入力

手続きには電子メールアドレスが必要です。

メールアドレスを入力後、「完了する」をクリック。

- ⇒ 入力したメールアドレスに電子申請・届出システムからメールが自動送信されます。  
このメールに掲載されているリンクから手続きを進めてください。

The screenshot shows a web interface for a 'Procedure' (手続き) application. At the top, there are four navigation buttons: '検索/お問い合わせ' (Search/Contact), 'メールアドレスの検索' (Search for email address), '内容を入力する' (Enter content), and '申し込み完了' (Application completed). Below this is a green bar labeled '利用者ID入力' (User ID input). The main content area is titled '電子申請・届出サービス' (Online application and submission service) and contains instructions in Japanese. The instructions state that the user must enter an email address to receive the application confirmation email. Below the instructions, there are two input fields for the email address, both marked as '必須' (Required). The first field is labeled '連絡先メールアドレスを入力してください' (Please enter the contact email address). The second field is labeled '連絡先メールアドレス（確認用）を入力してください' (Please enter the contact email address for confirmation). At the bottom, there are two buttons: '戻る' (Back) and '完了する' (Complete).



# 電子申請・届出サービスの利用方法（5）

## 手順⑥ 申請・届出者の情報を入力

「届出者情報」の欄の入力内容

個人事業主の場合：個人の氏名

法人の場合：法人名（例 株式会社〇〇）

【注意】 屋号や販売所名ではありません。

## 手順⑦ 申請・届出書類一式を添付

- 申請書・届書の表紙だけでなく、手続きの手引きで定めている添付資料も含めて添付する。
- ファイル形式はPDF※としてください。  
※ 写真データ等はPDF以外も可。

メールアドレスは、受信メールからコピーすると、入力間違いを防止できます。

# 電子申請・届出サービスの利用方法（6）

## 手順⑧ 届出内容の確認

- 届出者情報等に間違いはないか。
- 届出書類の欄に、手続きの手引きで定められている必要書類が全て添付されているか。

## 手順⑨ 届出の確定

「申込む」をクリック。

届出完了

県から「申込完了通知メール」を自動送信

届出受理

県での届出の確認後、受理年月日及び收受番号を記載した「受理通知メール※」を県から送信

※ 電子申請の場合、県からの副本の返却は行いません。

收受番号等が記載された「受理通知メール」は、届出書とともに大切に保管してください。

手続き完了

届出の補正が必要な場合は、県からメール又は電話で連絡しますので、御対応ください。

# 電子申請・届出サービスの利用方法（7）

電子申請・届出サービスに関する**操作マニュアル**、よくある質問、問い合わせ先は、県HPの「電子申請・届出サービス」のページに掲載されています。

URL <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0105/emado/index.html>

検索 埼玉県 電子申請

## 利用方法

(抜粋)

- 操作方法については、<操作マニュアル>（「電子申請・届出サービス」内ページ）を御覧ください。
- よくある質問については、<FAQ>（「電子申請・届出サービス」内ページ）を御覧ください。
- 電子申請・届出サービスの操作に関するお問い合わせは、以下のコールセンターを御利用ください。

媒体	連絡先	サービス提供時間
電話	【固定電話】0120-464-119（フリーダイヤル） 【携帯電話】0570-041-001（3分/90円）	平日9時～17時 （土日祝日及び 12月29日～1月3日を除く）
ファックス	06-6455-3268	24時間365日
E-mail	help-shinsei-saitama@s-kantan.com	24時間365日

# 建設工事等におけるガスパ管損傷事故の防止について

令和6年3月7日に経済産業省から国から建設工事等におけるガスパ管損傷事故の防止について事務連絡があり、当課から関係部署及び関係団体に通知しました。詳細については経済産業省ホームページに掲載されています。

URL [https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase//2024/03/20240307-01.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase//2024/03/20240307-01.html)

## 【液化石油ガス販売事業者等への協力依頼内容】

- 建設工事等事業者に対し、工事施工前にガスパ管の埋設箇所等についてガス事業者や液化石油ガス販売事業者等に必ず照会し確認するよう周知を行うこと。
- 必要に応じて建設工事等の際に立ち会うこと。
- 供給管・配管の工事を行う際は、事故防止のため、外注先の特定液化石油ガス設備工事に係る届出、液化石油ガス設備士資格の有無及び再講習の受講状況を確認することにより適切に監督すること。



建設工事等事業者向けパンフレット【経済産業省】

## 液化石油ガス法省令改正のパブリックコメントについて

令和6年2月9日に、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対する意見公募が行われました。 ※3月10日受付締切

### 【改正省令案の概要】

- ① **過大な営業行為の制限**（改正省令の公布から3ヶ月後（2024年夏頃）施行予定）
  - ・ 正常な商慣習を超えた利益供与の禁止
  - ・ 消費者の事業者選択を阻害するおそれのある、LPガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約締結等の禁止
- ② **三部料金制の徹底**（改正省令の公布から1年後（2025年春頃）施行予定）
  - ・ 基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制（設備費用の外出し表示）の徹底
  - ・ 電気エアコンやWi-Fi等、LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止等
- ③ **LPガス料金等の情報提供**（改正省令の公布から3ヶ月後（2024年夏頃）施行予定）
  - ・ 入居希望者へのLPガス料金の事前提示の努力義務（入居希望者に直接又はオーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じて提示）

改正省令の施行後の令和6年度書類帳簿検査又は立入検査等で確認予定。

## LPガス商慣行通報フォームの設置について

令和5年12月1日に、LPガスをめぐる商慣行改革に向けた取組の一環として、経済産業省によりLPガスの消費者に不利益をもたらすと考えられる商取引に関する情報を受け付ける窓口（通報フォーム）が開設されました。

LPガス業界の「無償貸与」「貸付配管」といった、LPガスの消費者が不利益を被っている商慣行等について、通報フォームから国に情報提供できます。

### 【通報フォームの概要】

- ・ 事業者・消費者問わず、匿名でも受付可能。
- ・ LPガス事業者だけでなく、不動産関係者等に関する情報も受付。
- ・ 提供された個別事案に関する情報は、情報提供者の利益が害されないよう取り扱われる。

LPガスをめぐる商慣行がLPガスの消費者に不利益をもたらしている事例等がありましたら、当該通報フォームから情報提供ください。

### LPガス商慣行通報フォーム【資源エネルギー庁ホームページ】

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources\\_and\\_fuel/distribution/lpgass\\_tsuhoform/index.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/lpgass_tsuhoform/index.html)

### 【お問い合わせ先】

埼玉県 危機管理防災部 化学保安課 液化石油ガス担当  
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

TEL : 048-830-8439

FAX : 048-830-8444

E-mail : a2970-03@pref.saitama.lg.jp

↑ エルジー

# 令和5年度 埼玉県LPガス保安推進セミナー

～ 「LPガス安心サポート推進運動」 及び  
「取引の適正化・料金の透明化」等について ～

- I : LPガス安心サポート推進運動について
- II : LPガス安全教室について
- III : 取引の適正化・料金の透明化について
- IV : その他

一般社団法人 埼玉県LPガス協会





# I : LPガス安心サポート推進運動について

## I-1 「LPガス安心サポート推進運動」の概要について（全国運動）

1. 全国目標 : 死亡事故 0 ~ 1件 未満/年  
人身事故 0 ~ 25件 未満/年
2. 実施期間 : 2021年度(令和3年度) ~ 2025年度(令和7年度)の5年間
3. **【重点取組事項】**
  - (1) 「業務用施設ガス警報器連動遮断の推進」
  - (2) 「業務用換気警報器の設置促進」
  - (3) 「軒先容器の流出防止対策の徹底」
4. その他取組事項 : 地域性を踏まえた自主保安運動を展開



【液化石油ガス安全高度化計画2030】の実施に合わせ、全国LPガス協会の自主保安運動においても新たに「LPガス安心サポート推進運動」を展開し、実行計画(アクションプラン)と一致した運動を実施いたします。

【液化石油ガス安全高度化計画2030】の詳細（経済産業省ホームページ掲載アドレス）

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/lpgas/anzen\\_torikumi/koudoka\\_keikaku.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/anzen_torikumi/koudoka_keikaku.html)

## I-2 「LPガス安心サポート推進運動」【重点取組事項】について

### 【重点取組事項】 (1) 業務用施設ガス警報器連動遮断の推進

- ・業務用施設のSB(EB)メータ設置先におけるガス警報器連動遮断の状況（令和5年3月末現在）

	全 国	埼玉県
A. 業務用施設のうち、SB(EB)メータ設置戸数	382,372 戸	14,860 戸
B. 連動が不要な戸数（屋内に燃焼器等が無い）	62,471 戸	2,849 戸
C. 連動が必要な戸数（屋内に燃焼器等が有る） (A-B)	319,901 戸	12,011 戸
D. 連動済み戸数 (連動率) (D/C)	227,886 戸 (71.2%)	8,726 戸 (72.7%)
E. 連動していない戸数 (未連動率) (E/C)	92,015 戸 (28.8%)	3,285 戸 (27.3%)

令和4年度 燃焼器具交換・安全機器普及状況等調査報告書（全国LPガス協会）より



コバトン

マイコンSBには長時間使用による遮断機能がないため、ガス警報器と連動させる仕様となっておりますが、全国及び埼玉県ともに「C. 連動が必要な施設」のうち、**3割近くの施設で「E. 連動していない」**こととなります。

※ マイコンBに対する警報器連動について、参考資料をご参照ください。

## 【重点取組事項】 (2) 業務用換気警報器の設置促進

- ・業務用厨房施設に対するCO中毒事故防止対策状況（令和5年3月末現在）

	全 国	埼玉県
A. 業務用厨房施設 ※1	386,353 戸	14,666 戸
B. 設置不要（屋外）	35,804 戸	1,695 戸
C. 設置対象施設 (A-B)	350,549 戸	12,971 戸
D. <b>業務用換気警報器(CO警報器含む)の設置済み施設 (設置率)</b> (D/C)	<b>194,483 戸 (55.5%)</b>	<b>7,578 戸 (58.4%)</b>

令和4年度 燃焼器具交換・安全機器普及状況等調査報告書（全国LPガス協会）より

※1 ここでいう業務用厨房施設とは、業務用施設であって、以下の「事故報告及び事故届に係る特定消費設備の業務用機種」を設置している施設です。

- ・業務用こんろ、業務用オーブン、業務用レンジ、業務用フライヤー、業務用炊飯器、業務用グリドル、業務用酒かん器、業務用おでん鍋、業務用蒸し器、業務用焼物器、業務用食器消毒保管庫、業務用煮沸消毒器、業務用湯せん器、業務用めんゆで器、業務用煮炊釜、業務用中華レンジ、業務用食器洗浄機、業務用その他

「D. 業務用換気警報器の設置済み施設」(設置率)は、令和2年度までは全国よりも埼玉県が下回っていましたが、令和3年度以降は全国よりも埼玉県の設置率が上回る結果となっています。



## 【重点取組事項】 (3) 軒先容器の流出防止対策の徹底

近年の大雨による水害等の多発化・激甚化、及びそれに伴う容器流出の発生を踏まえ、お客様先に設置されている充てん容器等に対して、流出防止措置を講ずることが液石法規則に規定されました。

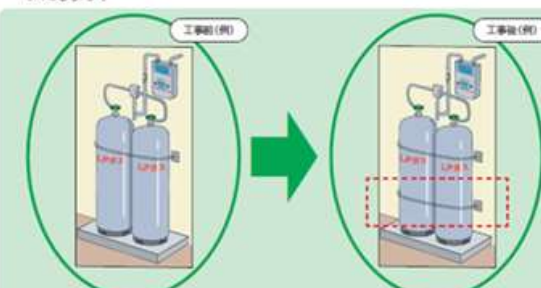
- ◆ 令和3年12月1日から施行。
  - ・ 施行の際現に設置されている設備については、**令和6年6月1日まで**は、なお従前によることができる。
- ◆ 20kg以下の容器
  - ・ ベルト・鎖等をプロテクターに通す。
- 20kgを超える容器（30kg、50kg容器等）
  - ・ ベルト・鎖等の二重掛けを行うことなどの措置を行う。
- ◆ 流出防止措置を講ずる対象地域
  - ・ 洪水浸水想定区域（想定最大規模）等において1m以上の浸水が想定されている地域。

洪水浸水想定区域は、国土交通省等によるハザードマップをご参照ください。<https://disaportal.gsi.go.jp/>

**お客様へのお知らせ**



液化石油ガス法が変わりました。  
お客様宅に設置してあるLPガス容器への流出対策が必要に!!

- 近年、大雨による河川の氾濫等により水害などが全国的に多発しております。このような状況を受けて、水害などからLPガス容器の流出を防ぐ対策を取ることが義務付けられました。具体的には、設置されている容器にベルト・鎖等をお客様の建物の外壁にフック等を追加で取り付け、2重掛けする措置が必要となります。
- お客様の安全・安心のためとなりますので、何卒ご理解とご協力を宜しくお願いいたします。



○ 本作業にかかる現場でのお客様への費用はございませんので、費用請求するような不審者にはご注意ください。

連絡先

経済産業省  一般社団法人 全国LPガス協会 

お客様向け周知チラシをご利用ください。

保安業務ガイド「点検・調査」20ページ、及び、埼玉県LPガス協会HP (<http://saitamalpg.or.jp>) 「事業者向け②」をご参照ください。

- ・ 液石法施行規則及び機能性基準の運用についての一部改正について（浸水予想区域における容器鎖2本掛け等）（2021-06-22）
- ・ LPガス容器流出防止措置に対する「Q&A」について（2021-11-26）
- ・ LPガス容器流出防止措置「消費者向け周知チラシ」について（2021-11-15）

・ 充てん容器等の流出防止について（概要）

改正省令	<p>浸水のおそれのある地域においては、 充てん容器等が浸水によって流されることを防止する措置を講ずること</p>					
場所	<p>浸水のおそれのある地域は、洪水浸水想定区域（想定最大規模）等において、1m以上の浸水が想定されている地域とする。</p>					
流出防止措置	(i) 軒先の設置	<p>固定金具について ・ベルト又は鉄鎖が外れにくい固定金具を使用すること。</p> <p>ベルト又は鉄鎖について</p> <table border="1" data-bbox="451 592 1895 1078"> <tr> <td data-bbox="451 592 818 942">充てん量20kgを超える容器</td> <td data-bbox="818 592 1895 942"> <p>1本目のベルト又は鉄鎖を当該容器の底部から容器の高さの3/4程度の位置に、2本目のベルト又は鉄鎖を容器底部から1/4程度の位置にそれぞれゆるみなく取り付け固定すること。ただし、プロテクターのある容器の場合は、2本のベルト又は鉄鎖のうちいずれか1本について、プロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付けることができる。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 942 818 1078">充てん量20kg以下の容器</td> <td data-bbox="818 942 1895 1078"> <p>当該容器のプロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付け、ゆるみなく容器を固定すること。</p> </td> </tr> </table> <p>ただし、積雪時において、容器交換作業に支障を来す可能性のある場合であって冬の期間等にあつてはこの限りでない。</p>	充てん量20kgを超える容器	<p>1本目のベルト又は鉄鎖を当該容器の底部から容器の高さの3/4程度の位置に、2本目のベルト又は鉄鎖を容器底部から1/4程度の位置にそれぞれゆるみなく取り付け固定すること。ただし、プロテクターのある容器の場合は、2本のベルト又は鉄鎖のうちいずれか1本について、プロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付けることができる。</p>	充てん量20kg以下の容器	<p>当該容器のプロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付け、ゆるみなく容器を固定すること。</p>
		充てん量20kgを超える容器	<p>1本目のベルト又は鉄鎖を当該容器の底部から容器の高さの3/4程度の位置に、2本目のベルト又は鉄鎖を容器底部から1/4程度の位置にそれぞれゆるみなく取り付け固定すること。ただし、プロテクターのある容器の場合は、2本のベルト又は鉄鎖のうちいずれか1本について、プロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付けることができる。</p>			
充てん量20kg以下の容器	<p>当該容器のプロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付け、ゆるみなく容器を固定すること。</p>					
(ii) 容器収納庫への保管						

注：詳細は、改正省令、機能性基準の運用について（例示基準第9節）を参照のこと。

## I-3 「LPガス安心サポート推進運動」 その他取組事項について

### その他取組事項（これまで行ってきた具体的事項）

- ① 自主保安活動チェックシートを活用した自己診断の推進 **スライド8**
- ② 業務用施設の事故防止対策の推進（CO中毒事故防止等） **スライド9**
- ③ 住宅における不完全燃焼防止装置の付いていないお客様への交換促進及び特別な注意喚起 **スライド9・10**
- ④ ガス栓カバーの設置促進
- ⑤ 他工事による事故防止 **スライド13・14**
- ⑥ ガス放出防止型高圧ホースの設置促進
- ⑦ 災害時の連絡体制及び支援体制の整備

**スライド11**

43



# 具体的事項① 自主保安活動チェックシートを活用した自己診断の推進

全ての販売事業所において、令和5年度「液化石油ガス消費者保安功績者表彰」の評価項目による自己診断を行っていただきました。

**※自社の自己診断結果を埼玉県や全国の平均と比べて分析するなど、自社の自主保安活動の向上にお役立て下さい。**

1. 総合計：全国 69.6点、埼玉県 71.6点 (+2.0)

2. 全国より埼玉県の平均点が下回った主な項目

↓ ガス警報器の設置率 (-0.2)

↓ 調整器、高低圧ホースの定期交換 (-0.2)



コバトン

3. 全国より埼玉県の平均点が上回った主な項目

↑ ガス栓カバー等 (+0.3)

↑ 他工事業者による事故防止対策

・ 情報収集のための周知 (+0.2)

↑ 消費者への保安啓発活動 (+0.2)

↑ ガス放出防止型高圧ホース等の設置

・ 設置促進 (+0.2) ・ 設置率 (+0.4)



コバトン

埼玉県は全国よりも総合計点数が上回っており、特にこれまで埼玉県独自に行ってきた保安活動やLPガス安全教室の対策項目など、皆様に積極的に行っていた対策項目が、全国よりも高い平均点となっています。

◆全項目の集計結果は、参考資料をご参照ください。

(別紙1【青色】)

項目	内容	結果	結果	備考
1. 総合計	全国平均: 69.6点, 埼玉県平均: 71.6点 (+2.0)	69.6	71.6	
2. 自主保安活動	ガス警報器の設置率	95%	95%	
3. 調整器、高低圧ホースの定期交換	調整器の定期交換率	95%	95%	
4. ガス栓カバー等	ガス栓カバー等の設置率	95%	95%	
5. 他工事業者による事故防止対策	他工事業者による事故防止対策の実施状況	95%	95%	
6. 情報収集のための周知	情報収集のための周知の実施状況	95%	95%	
7. 消費者への保安啓発活動	消費者への保安啓発活動の実施状況	95%	95%	
8. ガス放出防止型高圧ホース等の設置	ガス放出防止型高圧ホース等の設置率	95%	95%	
9. 設置促進	設置促進の実施状況	95%	95%	
10. 設置率	設置率の実施状況	95%	95%	

(別紙2【黄色】)

項目	内容	結果	結果	備考
1. 保安設備の整備	保安設備の整備状況	95%	95%	
2. 保安設備の点検	保安設備の点検状況	95%	95%	
3. 保安設備の点検記録	保安設備の点検記録の作成状況	95%	95%	
4. 保安設備の点検記録の保存	保安設備の点検記録の保存状況	95%	95%	
5. 保安設備の点検記録の提出	保安設備の点検記録の提出状況	95%	95%	
6. 保安設備の点検記録の提出率	保安設備の点検記録の提出率	95%	95%	
7. 保安設備の点検記録の提出率	保安設備の点検記録の提出率	95%	95%	
8. 保安設備の点検記録の提出率	保安設備の点検記録の提出率	95%	95%	
9. 保安設備の点検記録の提出率	保安設備の点検記録の提出率	95%	95%	
10. 保安設備の点検記録の提出率	保安設備の点検記録の提出率	95%	95%	

- ② 業務用施設の事故防止対策の推進（CO中毒事故防止等）
- ③ 住宅における不完全燃焼防止装置の付いていないお客様への交換促進及び特別な注意喚起

ご家庭用・業務用のお客様向け“周知パンフレット等”のいろいろ

・経済産業省、LPガス安全委員会のホームページからダウンロードしてご利用ください。

**ガス器具あんしんチェックリスト**

STEP1 お使いのガス器具が何年目か確認しましょう!

使用年数	1-3年	4-6年	7-9年	10年
ガス瞬間湯沸器	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ガスふろがま	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ガス給湯機	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ガスコンロ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ガスファンヒーター	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

STEP2 変化のサインがないか確認しましょう!

炎の状態	<input type="checkbox"/> 炎が安定しない	<input type="checkbox"/> 音が異常に大きい	<input type="checkbox"/> 臭いがない
器具の動作	<input type="checkbox"/> 使用中に火が消える	<input type="checkbox"/> 燃焼時に異常な音がする	<input type="checkbox"/> 燃焼時に臭いが出る
器具の状態	<input type="checkbox"/> 異常な音がする	<input type="checkbox"/> ガスの臭いや臭いがする	<input type="checkbox"/> 燃焼口がススで汚れる
ガス栓の状態	<input type="checkbox"/> つまみの回りが固い・ゆるい	<input type="checkbox"/> 完全閉鎖が難しくなる	<input type="checkbox"/> 赤・青のマークが剥がれる

**飲食店厨房で一酸化炭素中毒による事故が頻発しています。**

**ガス機器使用時は必ず換気をしましょう。**

ガス機器は燃焼のみならず、換気も必要です。換気扇は常に稼働させてください。

ガス機器の点検・交換は、必ず専門業者に依頼してください。

LPガス安全委員会

**家庭用LPガス保安ガイド**

**安全・安心に  
お使いいただく  
ために**

ガス臭いと感じたら、その時の対応は!

- 火災は絶対に使用しないでください。
- 戸や窓を大きくあけてガスを外に追い出してください。
- すべての燃焼機、ガス機器の点検・ガス交換を始めてください。
- ガス漏れの状況をすぐに連絡してください。
- ガス漏れの連絡先への連絡先
- ガス漏れの連絡先への連絡先

LPガス安全委員会 経済産業省

**キャンピングカー LP ガス安全ガイド**

**安全・安心に  
お使いいただく  
ために**

ガス臭いと感じたら、その時の対応は!

- 火災は絶対に使用しないでください。
- 戸や窓を大きくあけてガスを外に追い出してください。
- すべての燃焼機、ガス機器の点検・ガス交換を始めてください。
- ガス漏れの状況をすぐに連絡してください。
- ガス漏れの連絡先への連絡先
- ガス漏れの連絡先への連絡先

LPガス安全委員会 経済産業省

◆ 外国語版もあります。(12カ国語)

※ CO中毒事故事例について、保安業務ガイド「点検・調査」59～62ページをご参照ください。



(参考) 不完全燃焼防止装置の付いていない湯沸器・風呂釜等の未交換数

		埼 玉 県				全 国
		令和2年3月末	令和3年3月末	令和4年3月末	令和4年3月末	令和4年3月末
湯沸器 (不燃防 無し)	開放式	448	303	321	191	8,800
	CF式	276	236	180	138	1,819
	FE式	202	175	118	81	13,923
	小計	926	714	619	410	24,542
風呂釜 (不燃防 無し)	CF式	1,322	1,028	782	649	10,458
	FE式	39	36	32	42	975
	小計	1,361	1,064	814	691	11,433
排気筒(不具合)		338	139	84	92	2,505
合 計 (全国比)		2,625 (4.1%)	1,917 (3.9%)	1,517 (3.4%)	1,193 (3.1%)	38,480

令和4年度 燃焼器具交換・安全器具普及状況調査報告書 (全国LPガス協会) より

- ・ 令和4年3月末現在の未交換数は全国で38,480台、埼玉県は1,193台で全国比3.1%となります。全国比が年々減少していることから、埼玉県は全国よりも交換が進んでいることとなります。
- ・ 平成24年3月末の埼玉県での未交換数は9,907台でしたが、令和4年3月末には1,193台にまで減少いたしました。引き続き、速やかな器具の交換にご協力をお願いいたします。

## 具体的事項⑦ 災害時の連絡体制及び支援体制の整備

「LPガス被災状況報告書」の報告基準【 LPガス販売事業者 ⇒ 埼玉県LPガス協会 】

次のいずれかの場合に報告をお願いいたします。

1. 自然災害（地震、水害、台風、噴火等）による、LPガスに関する被害が判明した場合  
【 ⇒ 被害が発生すれば、災害規模によらず報告】
2. 震度5強以上の地震が発生した場合  
【 ⇒ ※ 被害の有無に係らず、報告】



※ 震度5以上の地震が発生した場合、被害が無い事業所も「被害が無いことを報告」してください。

被害の無い事業所を把握することで、被害を受けて連絡することができなくなっている事業所を、少しでも早く確認することができます。

また、被害の無い事業所に対して、応援の要請を速やかに行うことができます。ご協力をお願いいたします。

◆ 「LPガス被災状況報告書」は、<sup>47</sup>参考資料をご参照ください。

## I-4 埼玉県LPガス安心サポート推進運動「事故ゼロ支部」特別表彰

埼玉県LPガス安心サポート推進運動では、販売事業者の保安意識向上のため、令和4年度において「事故ゼロ」を達成された支部を表彰いたしました。

川口支部、	南埼玉支部、	深谷支部、
本庄支部、	<u>鴻巣支部、</u>	東松山支部、
<u>秩父支部、</u>	北埼玉支部、	行田支部、
加須支部、	西武支部、	<u>坂戸支部、</u>
朝霞支部、	J A 支部	(計14支部)



コバトン

- ・事故ゼロ支部とは、支部の管轄地域に係らず、支部会員事業所の供給するお客様にLPガス事故の発生がなかった支部です。
- ・下線の支部は、平成24年度から令和4年度までの11年間、事故ゼロを達成された支部です。

## Ⅱ：LPガス安全教室について

### Ⅱ－1 埼玉県のLPガス事故発生状況

埼玉県では令和2年度に13件のLPガス事故が発生し、うち、5件が『他工事業者等による配管損傷』で、事故原因の1位となっている。（全体の38.5%）

全国でも、令和2年（暦年集計）に192件のLPガス事故が発生し、うち、52件が『他工事業者等による配管損傷』となっている。（全体の27.1%）

『他工事業者等による配管損傷』の防止対策が急務となっています。

### Ⅱ－2 「LPガス安全教室」セカンドステージについて

ブロック毎に、『他工事業者等による配管損傷事故防止対策』をテーマとした「LPガス安全教室」を開催します。 ※ 配管とは「供給管、配管」を指します。

- ・実施期間は、令和3年度～令和6年度までの4年間

【令和3年度】

- ・事故内容の把握・分析
- ・支部で意見交換・報告

【令和4年度・5年度】

- ・対策等を討議
- ・対策等の実行

【令和6年度】

- ・成果を検証

・埼玉県LPガス協会作成の「パンフレット」や「タグ」もご活用ください。



お宝が埋まっている穴を掘るときは、ガス管を損傷する事故が多発しています。

最近、水道工事などで掘削を行う際、地中に埋設されたガス管を損傷する事故が多発しています。

いつもLPガスをご利用いただきありがとうございます。掘削工事を行う際は、事前にLPガス販売店へご連絡ください

**LPガス事故を防ぐために  
大切なお願ひ**

一株式会社 埼玉県LPガス協会

**埋設ガス管に注意**

掘削工事を行う際は、事前にLPガス販売店へご連絡ください



一株式会社 埼玉県LPガス協会

ガスや水道メーター付近にタグ等を掲示して、ガス管が埋設されていることを工事業者へお知らせすることも有効な対策です。埼玉県の取り組みが全国でも紹介されています。

● 埼玉県内のLPガス事故件数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 <small>(2023年実績)</small>	計
事故件数	17	11	4	32
内、他工事 ガス管損傷	9 (52.9%)	2 (18.2%)	2 (50.0%)	13 (40.6%)

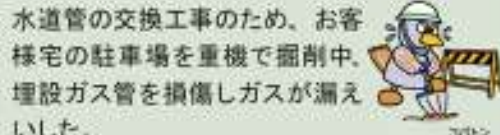
令和3年度では、埼玉県内で発生したLPガス事故の内、約5割が他工事によるガス管損傷でした。



● 他工事によるガス管損傷の「事故事例」



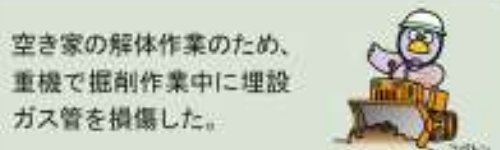
下水道工事のため、コンクリート土間をカッター切断した際、誤って埋設ガス管を切断しガスが漏えいした。



水道管の交換工事のため、お客様宅の駐車場を重機で掘削中、埋設ガス管を損傷しガスが漏えいした。



防草シートを敷設するためピンを打ち込んだところ、埋設ガス管を損傷しガスが漏えいした。



空き家の解体作業のため、重機で掘削作業中に埋設ガス管を損傷した。

● 他工事によるガス管損傷の「工事内容」

令和3年度以降、埼玉県内で発生した他工事によるガス管損傷の内訳です。

水道工事、下水道工事	6件
測定、草刈り、防草シート敷設	1件
その他（建物解体等）	6件



ガス管損傷を防ぐため、掘削工事などを行われる際は、事前にLPガス販売会社(店)へお知らせください。

## Ⅲ：取引の適正化・料金の透明化について

### Ⅲ-1 液化石油ガス法「改正省令（案）」の概要

#### 過大な営業行為の制限

⇒ 改正省令の公布から3ヶ月後（2024年夏頃）施行予定。

- 正常な商慣習を超えた利益供与の禁止（改正省令第16条第15号の3、4）
- 消費者の事業者選択を阻害するおそれのある、LPガス事業者の切替を制限するような条件付き契約締結等の禁止（改正省令第16条第15号の5号、6号）

#### 三部料金制の徹底

（設備費用の外出し表示・計上禁止）

⇒ 改正省令の公布から1年後（2025年春頃）施行予定。

- 基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制（設備費用の外出し表示）の徹底  
(改正省令第16条第15号の7)
- 電気エアコンやWi-Fi等、LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止  
(改正省令第16条第15号の8)
- 賃貸向けLPガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上禁止（LPガス料金の算定の基礎となる項目を基本料金、従量料金、設備料金とした上で、設備料金は「該当なし」と記載）  
(改正省令第16条第15号の9)

（注）施行時点における消費者との液化石油ガス販売契約（既存契約）については、投資回収への影響等を鑑み、設備費用の計上自体は禁止せず、設備費用の外出し表示（内訳表示の詳細化）を求める。（改正省令附則第2条）

（改正省令附則第3条）

※「過大な営業行為の制限」、「三部料金制の徹底」等義務にかかる規律については、罰則規定のある条文に位置づける。

★ 次のスライドに続く

## LPガス料金等の情報提供

⇒ 改正省令の公布から3ヶ月後（2024年夏頃）施行予定。

- 入居希望者へのLPガス料金の事前提示の努力義務（入居希望者に直接又はオーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じて提示）（改正省令第16条第15号の2）

（注）入居希望者からLPガス事業者に対して直接情報提供の要請があった場合は、それに応じることが必要（義務づけ）（同上）

### Ⅲ-2 LPガス事業者による駆け込み的営業（過大な利益供与の提案）について

LPガス事業者による不動産関係者等への設備の無償貸与等の駆け込み的営業（過大な利益供与の提案）が加速しているとの情報提供が、通報フォームなどを通じて寄せられています。

資源エネルギー庁では、駆け込み的営業を行うことは看過できない行為であると考え、駆け込み的営業を行わないことなど、全国LPガス協会に対して下記の3点について協力依頼がありました。

- ① 設備の無償貸与等、不動産関係者等に対する駆け込み的営業（過大な利益供与の提案）を行わないこと
- ② 不動産関係者等に対し、駆け込み的営業に応じないよう説明すること  
（令和6年1月23日付 公益財団法人日本賃貸住宅管理協会会長あてにも協力依頼）
- ③ 問題行為に接した場合、資源エネルギー庁が開設する「通報フォーム」に情報提供すること



※ 埼玉県LPガス協会HP「事業者向け②」を<sup>52</sup>ご参照ください。

## IV：その他

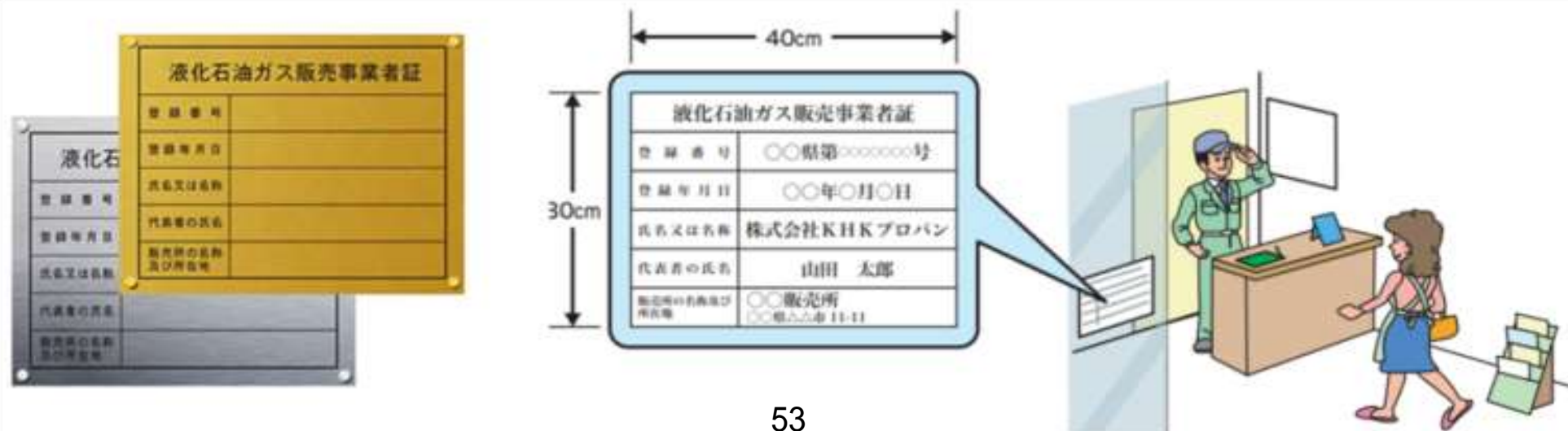
### IV-1 液化石油ガス販売事業者証（金看板）等のウェブサイト掲載について

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部改正にともない、販売事業者が掲げる標識を販売所ごとに公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の経済産業省令で定める場合を除き、販売事業者のウェブサイトに掲載することになりました。

なお、その事業の規模が著しく小さい場合その他の経済産業省令で定める場合とは「常時雇用する従業員の数が五人以下である場合」もしくは「自ら管理するウェブサイトを有していない場合」となっています。

交付：令和5年6月16日

施行予定：令和6年4月1日

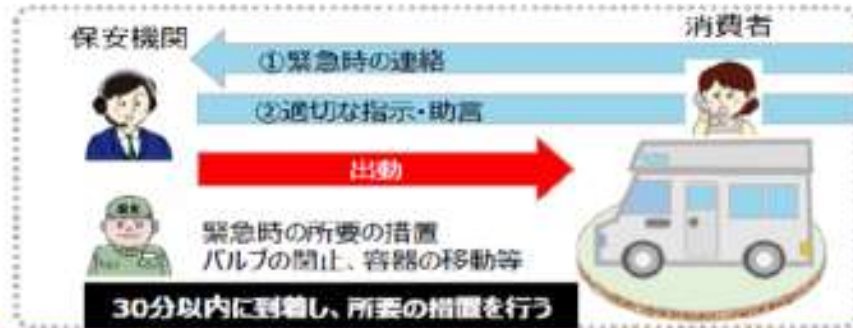




# IV-2 質量販売について

## キャンピングカー等の30分ルール見直し（液化石油ガス法 保安業務告示・通達改正）

令和4年7月  
ガス安全室



今回改正の追加事項  
(一定の条件を満たした場合は  
30分ルールから除く)

緊急時に所要の措置を自ら行う

緊急時対応に関する講習の課程を修了し、緊急時に所要の措置を自ら行うことについて、当該液化石油ガス販売事業者の確認を受けた消費者



液化石油ガス法において、保安業務を行う保安機関に対し、保安確保の観点から、緊急時対応として、「保安業務に係る一般消費者等の供給設備及び消費設備には原則として30分以内に到着し、所要の措置を行うことができる体制を確保すること」が求められている（以下「30分ルール」という。）。

緊急時対応について以下に限り、30分ルールから除く。<sup>(注1)</sup>  
質量販売<sup>(注2)</sup>により販売した液化石油ガスをキャンピングカー等の屋外において移動して使用される消費設備により消費する一般消費者等であって、緊急時対応に関する講習の課程を修了し、かつ、緊急時に所要の措置を自ら行うことについて、当該液化石油ガス販売事業者の確認を受けたものの消費設備。

<sup>(注1)</sup> 緊急時対応以外の保安業務については従来通りである。例えば、緊急時連絡に関し、保安業務を行う保安機関が、一般消費者等に対し適切な指示・助言をすることは変わらない。  
<sup>(注2)</sup> 質量販売においては、LPガス容器～調整器～燃焼器まで消費設備であり、消費者が管理を行う。

### 質量販売緊急時対応講習（4時間以上）

科目	範囲
液化石油ガスの基礎	一 液化石油ガスに関する物理・化学の基礎知識 二 液化石油ガスの性質等
各種設備の構造、取扱い	一 液化石油ガス容器等 二 調整器 三 燃焼器 四 安全機構
緊急時の対処の方法	一 非常時の措置（ガスが漏えいした場合、漏えいしたガスに着火した場合） 二 損害賠償責任保険
関係法令	一 高圧ガス保安法 第1章（総則）、第2章（事業）、第3章（保安）、第4章（容器等）及びこれらに関係する政令、省令、告示、通達等 二 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第1章（総則）、第2章（液化石油ガス販売事業）、第3章（保安業務）、第4章の2（液化石油ガス設備工事）及びこれらに係る政令、省令、告示、通達等

液化石油ガス法における質量販売緊急時対応講習修了証

氏名 ○○ ○○  
生年月日 ○年○月○日  
修了年月日 ○年○月○日  
修了証番号 ○○○○

上の書は液化石油ガス法における質量販売緊急時対応講習を修了した者であることを証明する。

○年○月○日

講習実施機関長

写真

- ・ 質量販売を扱う販売事業者から液化石油ガスを購入する際に、受講修了証を提示する。
- ・ 緊急時に所要の措置を自ら行うことについて、販売事業者の確認を受ける。

- 販売契約
- 書面交付<sup>(注3)</sup>
  - 帳簿への記載・保存<sup>(注4)</sup>
  - 周知<sup>(注5)</sup>、消費設備調査、緊急時連絡等
- <sup>(注3)</sup> 緊急時連絡先等の情報も含まれる。  
<sup>(注4)</sup> 緊急時における措置を自ら行うことについての確認書類や受講修了証の控えを含む。  
<sup>(注5)</sup> 災害防止に必要な事項等を一般消費者等に周知する。

※ 保安業務ガイド「点検・調査」67～73ページ、及び、埼玉県LPガス協会HPをご参照ください。

（ご参考）三つ又を使用した場合の問題点について、保安業務ガイド「点検・調査」113ページをご参照ください。

## IV-3 労働安全衛生法（保護帽の着用・テールゲートリフター特別教育）

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る労働安全衛生規則等の改正について

### 1. 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲の拡大

（令和5年10月1日施行）

貨物自動車に荷を積み降ろす作業を行うときに、昇降設備の設置や保護帽の着用が義務付けられる貨物自動車の範囲が最大積載量2トン以上の貨物自動車となります。（改正前は最大積載量5トン以上）

ただし、最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車で保護帽の着用が義務付けられるのは、あおりのない荷台を有する貨物自動車、平ボディ車、ウイング車など、荷台の側面が開放できるものや、テールゲートリフターが設置されている貨物自動車で、テールゲートリフターを使用するときに限られます。

### 2. テールゲートリフターを使用して荷を積み降ろす作業への特別教育の義務化

（令和6年2月1日施行）

貨物自動車に設置されているテールゲートリフターを使用して荷を積み降ろす作業におけるテールゲートリフターの操作の業務が、労働安全衛生法第59条第3項に基づく特別教育の対象となる。令和6年2月1日以降は、カリキュラムによる特別教育を受けた者でなければ、テールゲートリフターを使用した荷役作業を行うことができなくなります。

## IV-4 サイバー攻撃等に対する対策について

サイバー攻撃は手口が巧妙化しており、攻撃件数も今後更に増加することが懸念されています。L Pガスはお客様の軒下に在庫があるため、サイバー攻撃により直ちに供給が滞る可能性は低いと考えられますが、供給・保安システムへの影響やお客様情報流出の可能性があります。サイバーリスクを完全に排除することは困難ですが、必要な対策を講じられるようお願いいたします。

### ◆主なサイバー攻撃及びお客様情報流出等

- 標的型メール攻撃：主にマルウェア\*付きの電子メールを用いて、特定の組織や個人を狙う攻撃
- ランサムウェア：PC内のファイルを暗号化したり、PCをロックしたりすることで業務継続を困難にさせ、元に戻すことと引き換えに「身代金」を要求するマルウェア\*
- サイト改ざん：組織のウェブサイトへ外部から侵入し、サイトの内容を書き換えてしまう
- DDoS攻撃：複数箇所から同時に大量の通信を送りつけ、ウェブサイトを利用できなくする
- その他：PCやハンディ端末等の盗難・紛失、メールの誤送信、内部不正 など

\*：マルウェアとは、PCなどのデバイスに不利益をもたらす悪意あるソフトウェア等の総称です。感染すると個人情報や機密情報が流出する可能性があり、他のデバイスにも感染が拡大します。

- ◆「ガス供給停止の予告」や「ガス料金のお支払い」など、ガス会社を装ったショートメールが不特定多数の電話番号宛に送られています。  
架空請求の可能性があることから、お客様への注意喚起をお願いいたします。

- ・埼玉県警察ではフィッシングなどサイバー犯罪に関する注意喚起を行っています。  
<https://www.police.pref.saitama.lg.jp/c0070/kurashi/cyber-phishing.html>



- ◆L Pガス事業者賠償責任保険では情報流出等は補償されません。特約のご加入をお奨めいたします。
- ・「個人情報漏えい賠償特約」（マイナンバー対応）
  - ・更に「サイバーオプション」（サイバーオプションのみの加入はできません。）

お客様との信頼の絆は高品質の保安から

ご清聴、ありがとうございました。



一般社団法人 埼玉県LPガス協会



コバトン

### 3. 参考資料

- ① 業務用施設及び集合住宅に係るマイコンBに対する警報器連動の運用について（平成4年2月27日付）・・・ P 59
  
- ② 令和5年度 自主保安活動チェックシート集計結果 ・ P 62
  
- ③ 「LPガス関係 被災状況報告」・・・・・・・・・・・・ P 63

この報告書は、次のいずれかの場合にご提出ください。

1. **震度5強以上の地震が発生した場合に、被害の有無に係らず必ず報告**
2. 上記以外の自然災害により、LPガスに関わる被害が判明した場合に報告（地震、水害、台風、噴火等）

## 17. 業務用施設及び集合住宅に係るマイコンBに対する警報器連動の運用について

平成4年2月27日付  
通商産業省立地公害局保安課液化石油ガス保安対策室長発  
高压ガス保安協会会長宛

標記の件について、下記のとおりといたしますので、今後はこれにより貴会員へ周知されるようお願いいたします。

### 記

従来、業務用施設及び集合住宅に係るマイコンBの警報器連動については、平成3年7月26日付け「業務用施設及び集合住宅に係る安全器具の設置について（運用）」に基づき、安易にマイコンBの機能の一部が停止されることのないよう、各都道府県LPガス協会が審査等を行い一定の条件を満たす場合について、確認を受けた旨のシールと専用アダプターを供給していたところである。

専用アダプターの使用については、今後とも新設等の業務用施設及び集合住宅において必要な場合があると考えられるので、平成3年7月26日付け文書の考え方にに基づき当該措置を継続することとする。

ただし、各都道府県LPガス協会による審査については、廃止することとし、今後は、販売事業者の責任において専用アダプターを取り付けるとともに同アダプターを取り付けてある旨確認できるシールをメータに貼付することとする。

(参考)

平成3年7月26日

液化石油ガス保安担当課長 殿

通商産業省立地公害局保安課  
液化石油ガス保安対策室長

### 業務用施設及び集合住宅に係る安全器具の設置について（運用）

業務用施設及び集合住宅に係るLPガス安全器具の設置については、平成3年9月末日をもって100%を達成することとなっています。

しかしながら、最近、当該施設に係る安全器具の普及を図っていくうえで「LPガ

ス安全器具普及懇談会報告」(昭和61年5月)に示されたLPガスの施設ごとに設置すべきと決められた各種安全器具が、技術的要因等により設置し難い場合があることが問題となり、安全器具の普及100%達成に支障の生じる恐れが出てきております。

かかる状況に鑑み、支障の生じる恐れのある事例につき、その解決策等取扱いについて都道府県等関係者からの意見聴取に努めてまいったところでありましたが、100%達成の期限もせまってきており、今回これら関係者の指摘を踏まえ、別紙の項目について、考え方を整理しましたので、今後はこれにより各事業者を指導されるようお願い致します。

## (別紙)

### 業務用施設及び集合住宅に係る安全機器の設置について

#### 1. ガス漏れ警報器連動自動ガス遮断装置の遮断弁の設置位置について

##### (1) 考え方

遮断弁は、原則、屋外に設置することとする。ただし、微小漏えい検知機能を有する機器が設置されている場合はこの限りでない。

##### (2) 理由

遮断弁が屋外にある場合、警報器が検知した屋内漏えい全てに対応でき、警報器設置数の増大により様々な部位からの漏えいに対応しうる。例えば、地下ピットを配管が通っている場合、同ピットに分離型警報器を設置すれば、ピットのガス溜まりを検知して遮断させることも可能となる。一方、遮断弁を屋内に設置した場合には、遮断弁上流の屋内配管からの漏えいにまったく対応できないことになる。こうしたことから、遮断弁の位置は原則、屋外とする。

ただし、(3)に示すように、屋外の遮断弁との警報器連動が実質上困難な場合には、遮断弁上流の配管漏えいを微小漏えい段階で検知し得ることを条件に屋内設置を認めることとするものである。

##### (3) ただし書きの具体例

配管工事が極めて困難である、又はユーザーが個別遮断を強く求める場合に、配管分岐後に遮断弁(開発中の警報器連動コックを含む)を設置し、屋外に流量検知式切替型漏えい検知装置等を設置する場合はこれに当たる。

##### (4) 運用

県協会(必要に応じ都道府県)に届けて確認を受けること。(各県協において実施する普及率調査においては、警報器連動自動ガス遮断装置の内訳として件数を明記することとしている。)

## 2. マイコンBの警報器連動について

### (1) 考え方

- ① 屋内にコック・燃焼器がなく、屋内ガス漏えいがありえない場合であってマイコンBの設置を必要とする場合は、マイコンBに接続する警報器に替えて、専用のアダプターを接続して使用しても差し支えない。
- ② また、屋内にコック・燃焼器があるが、警報器が技術的要因等により連動できない場合にも、マイコンBの警報器連動自動ガス遮断機能を用いず、別途、屋内に警報器連動自動ガス遮断装置を設置することとしても差し支えない。

### (2) 運用

安易にマイコンBの機能の一部が停止されることがないように、県協（必要に応じ都道府県）が審査し、条件を満たす場合は、確認を受けた旨のシールと専用のアダプターを供給する。



別添3

令和5年度自主保安活動チェックシート集計結果 埼玉県  
【令和5年4月30日現在、令和5年10月3日集計】

	埼玉県	全国
申告書配布事業所数	868	19,158
申告書回収事業所数	833	17,522
回収率	96.0%	91.5%

I. 保安方針

項目	埼玉県	平均	全国	平均	備考	
<b>N. 1 保安体制・責任と権限の明確化</b>						
① 保安確保の目標管理	計画	1.5	点	1.6	点	2点又は0点
	実行	1.4	点	1.5	点	2点又は0点
	検討・評価	1.4	点	1.4	点	2点又は0点
<b>N. 2 安全機器等の設置の取組</b>						
① ガス警報器	設置推進	1.6	点	1.6	点	2点又は0点
	設置率	0.6	点	0.8	点	2点、1点又は0点
② 漏洩検知装置	設置推進	1.7	点	1.7	点	2点又は0点
	設置率	1.4	点	1.4	点	2点、1点又は0点
③ 集中監視システムの導入	設置推進	1.0	点	0.9	点	2点又は0点
	認定販売事業者	0.3	点	0.3	点	1点又は0点
	導入率等	0.5	点	0.5	点	2点、1点又は0点
④ 安全装置付きガスコンロ		1.0	点	1.0	点	1点又は0点
⑤ ガス漏れ警報器連動遮断装置		0.8	点	0.9	点	2点、1点又は0点
⑥ ガス栓カバー等		1.7	点	1.4	点	2点又は0点
<b>N. 3 予防保全（期限管理）</b>						
① 調整器、高低圧ホースの定期交換		1.5	点	1.7	点	2点又は0点
② 定期交換の管理		1.6	点	1.7	点	2点又は0点
③ 老朽化設備・機器の一掃		1.7	点	1.7	点	2点又は0点
合計		20.0	点	19.9	点	

II. 保安管理体制

項目	埼玉県	平均	全国	平均	備考	
<b>N. 1 保安教育・資格取得</b>						
① 経営者等の保安確保へ向けたコミットメント等		1.9	点	1.7	点	3点、2点又は0点
<b>N. 2 保安教育・資格取得</b>						
① 保安教育の実施	体制整備等	1.6	点	1.6	点	2点又は0点
	技術力向上指導	1.4	点	1.3	点	2点又は0点
	保安講習会参加	1.8	点	1.8	点	2点又は0点
② 従事者の資格取得状況		2.5	点	2.4	点	3点、2点又は0点
<b>N. 3 CO（一酸化炭素）中毒事故防止対策</b>						
① 不完全燃焼防止装置が付いていない器具を使用している消費者への保安啓発活動		1.9	点	1.8	点	2点又は0点
② 消費設備の保安啓発活動		1.8	点	1.8	点	2点又は0点
③ 不完全燃焼防止装置の付いている燃焼器への交換		2.2	点	2.2	点	3点又は0点
④ 業務用厨房施設への法定周知以外の周知		2.1	点	2.0	点	3点又は0点
⑤ 業務用厨房施設への業務用換気警報器の設置		1.5	点	1.6	点	3点又は0点
<b>N. 4 配管図面</b>						
① 配管図面の保管		1.3	点	1.4	点	2点又は0点
<b>N. 5 埋設管の管理</b>						
① 経年埋設管の交換		1.1	点	1.0	点	2点又は0点
② 他工事業者による事故防止対策	情報収集のための周知	1.3	点	1.1	点	2点又は0点
	損傷対策	0.6	点	0.6	点	1点又は0点
合計		22.9	点	22.4	点	

III. 保安業務（法定保安業務以外の自主的な保安高度化の取組）

項目	埼玉県	平均	全国	平均	備考	
<b>N. 1 自主的な保安高度化の取組</b>						
① 法定期間内における供給設備点検頻度		1.9	点	1.8	点	2点又は0点
② 法定期間内における消費設備調査頻度		1.9	点	1.8	点	2点又は0点
③ メータの異常表示の確認		1.9	点	1.9	点	2点又は0点
④ 安全装置の有無の調査		2.6	点	2.5	点	3点又は0点
⑤ 軒先容器等の適切な管理		1.6	点	1.6	点	2点又は0点
⑥ 質量販売にかかる事故防止対策	カップリングの推奨	0.4	点	0.4	点	1点又は0点
	容器の引き取り	0.8	点	0.8	点	1点又は0点
<b>N. 2 消費者保安啓発活動</b>						
① 消費者への保安啓発活動		2.4	点	2.2	点	3点又は0点
② 10月の消費者保安月間における消費者への保安啓発活動		1.5	点	1.3	点	2点又は0点
③ 高齢者、身体の不自由な消費者等に対する特別な保安活動		1.1	点	1.0	点	2点又は0点
④ リコール対象品への対応		1.7	点	1.6	点	2点又は0点
合計		17.8	点	17.0	点	

IV. 自然災害対策（災害対策への取組）

項目	埼玉県	平均	全国	平均	備考	
① ガス放出防止型高圧ホース又はガス放出防止器の設置	設置推進	1.9	点	1.7	点	2点又は0点
	設置率	1.8	点	1.4	点	3点、2点、1点又は0点
② 容器流出に関する対策	推進状況	1.2	点	1.1	点	2点又は0点
	管理・把握状況	0.9	点	0.9	点	1点又は0点
③ 防災訓練の実施又は参加		1.2	点	1.3	点	2点又は0点
④ 災害マニュアル、災害対策指針等の整備等		1.4	点	1.4	点	2点又は0点
⑤ ハザードマップの活用		1.5	点	1.4	点	2点又は0点
⑥ 災害発生時の対応について		1.1	点	1.2	点	2点、1点又は0点
合計		11.0	点	10.3	点	

総合計（I+II+III+IV）

	71.6	点	69.6	点	—
--	------	---	------	---	---

**【 L P ガス販売事業者 → 埼玉県 L P ガス協会 】**

この報告書は、次のいずれかの場合にご提出ください。

1. 事業所の所在地において、**震度5強以上の地震が発生した場合に、被害の有無に係らず必ずご報告ください。**  
(全国 L P ガス協会が要請した場合も同様)
2. 上記以外の自然災害(地震、水害、台風、噴火等)による、L P ガスに関わる被害(1. 自社の被害、2. お客様のガス漏れ、漏えい爆発、漏えい火災、3. 容器の流出・埋没)が判明した場合にご報告ください。

報告書記入にあたっての注意事項

1. 第1報は被害状況の全てが把握できていなくても、判明している限りで出来る限り速やかにお願いします。
2. F A X ・ メールが使用不能の場合、電話で報告をお願いします。
3. 第1報後、新たに被害が判明した場合、または、前回の報告から数字が変更になった場合は出来る限り速やかに報告をお願いいたします。

埼玉県 L P ガス協会 宛 FAX: **048-823-2021** (TEL: 048-823-2020)  
E-mail: [saitamalpg@smile.ocn.ne.jp](mailto:saitamalpg@smile.ocn.ne.jp)

支部 コード		販売店 コード	
-----------	--	------------	--

事業者名、営業所等名 ※1	
担当者氏名	
電話番号	

※1 複数の営業所等をあわせてご報告いただく場合は、対象の営業所等名を全てご記入ください。

**L P ガス関係 被災状況報告 (第 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ ( ) 報)**

\_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日現在

**1. 自社の被害** (被害の有無に○をつけてください。有りの場合は概要を記載)

	項目	被害の有無	概要 (被害の程度・詳細)
A	人的被害	無事 ・ 有事	死亡 ・ 負傷 ・ 行方不明
	事業主の安否		
	従業員の安否	無事 ・ 有事	死亡者_____名、負傷者_____名、行方不明_____名
B	事務所の被害	無 ・ 有	倒半壊_____箇所、浸水_____箇所、( ) _____箇所
C	容器置場・充填所	無 ・ 有	被害箇所_____箇所
E	車両	無 ・ 有	被害車両_____台
F	バルクローリー	該当なし ・ 無 ・ 有	被害ローリー_____台
D	L P ガススタンド	該当なし ・ 無 ・ 有	被害箇所_____箇所

**2. お客様のガス漏れ、漏えい爆発、漏えい火災があった場合にご記入ください。** (判明している限りで構いません。)

- 家屋倒壊や避難等により、供給復旧が見込めない場合は除く。
- 容器の流出・埋没によるものは除く。 (下記の「3. 容器の流出・埋没」にご記入ください。)
- ・市町村ごとにお取りまとめのうえ、ご記入ください。

	市町村名	ガス漏れ、漏えい爆発火災の件数	
		(これまでの累積)	内、未復旧件数
1		戸	戸 ※2
2		戸	戸 ※2
3		戸	戸 ※2
4		戸	戸 ※2
5		戸	戸 ※2

	市町村名	ガス漏れ、漏えい爆発火災の件数	
		(これまでの累積)	内、未復旧件数
6		戸	戸 ※2
7		戸	戸 ※2
8		戸	戸 ※2
9		戸	戸 ※2
10		戸	戸 ※2

※2 「未復旧の件数」が「ゼロ」になるまでご報告をお願いいたします。

**3. 容器の流出・埋没があった場合にご記入ください。** (判明している限りで構いません)

	流出・埋没本数	内、累積の回収本数
A: お客様に設置されていた容器の、流出・埋没本数	本	本
B: 充填所・貯蔵施設・容器置場等からの、流出・埋没本数	本	本

※ 「容器の流出・埋没」があった場合には、**県化学保安課**へもご連絡ください。(電話: 048-830-8439)